

交付税及び譲与税配付金特別会計借入金の

償還計画の変更及び

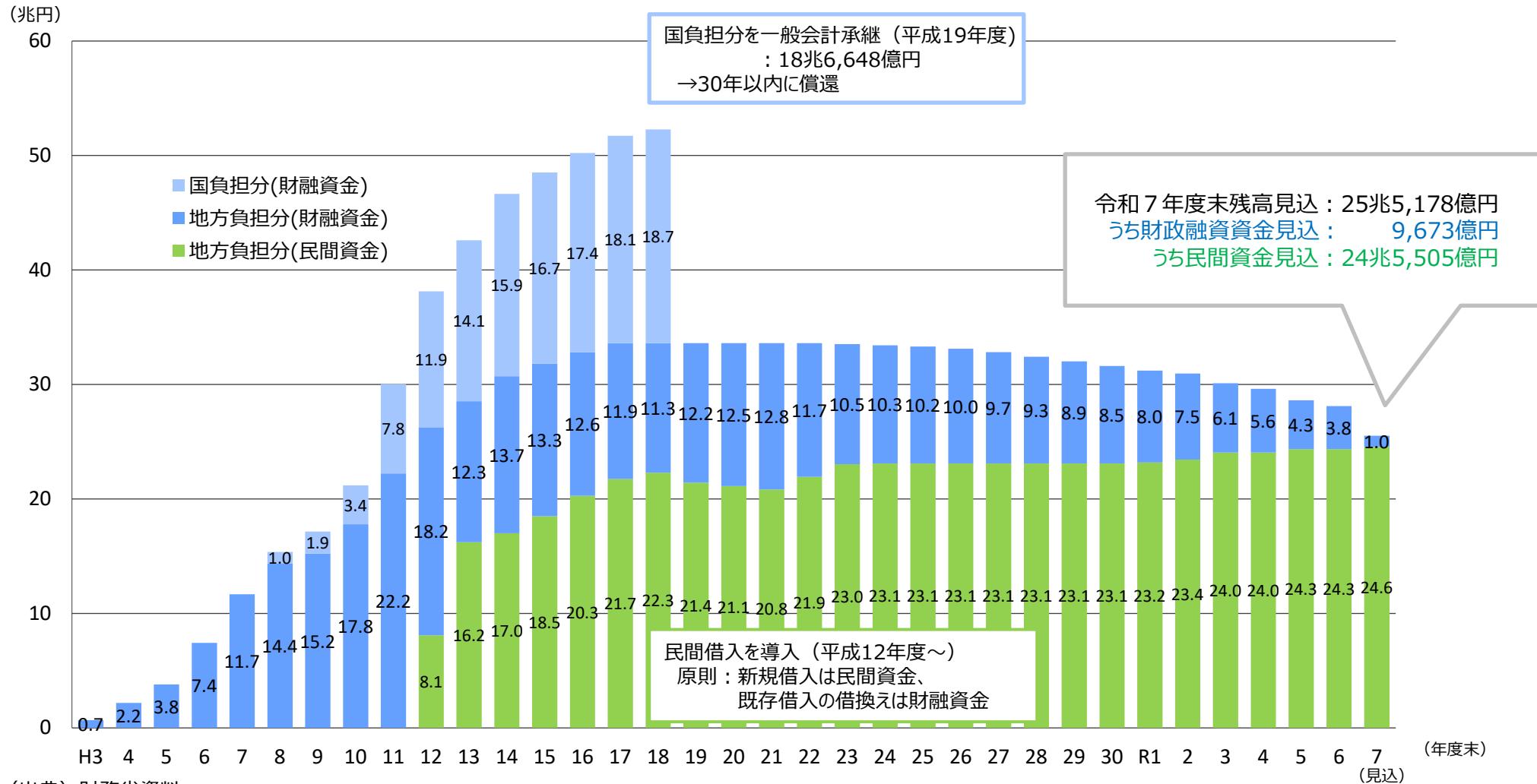
一般会計への債務承継について

財務省 理財局

2025年12月25日

# 交付税及び譲与税配付金特別会計借入金の残高の推移・見込

- 交付税特会は、地方公共団体に対して、国税の一定割合等を財源として地方交付税及び地方譲与税を配分する仕組み。過去、財源が不足していた時期は、借入金により補てん。（現在は新規借入を行わず。）
- 既存借入金の借換について、財政融資資金及び民間資金からの短期借入で対応。



# 交付税及び譲与税配付金特別会計借入金の償還計画の変更

【変更前】 ※令和7年度当初予算における償還計画に基づく償還スケジュール

(単位: 億円)

年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
年間 償還額	1,000	1,000	1,000	2,000	3,000	4,000	4,000	4,000	4,050	2,500	8,500

年度	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11～R33 (23年間)	R34
年間 償還額	5,000	10,000	5,000	25,944	7,000	8,000	9,000	10,000	1,179

← 実績



【変更後】 ※令和8年度の地方財政対策に係る覚書(第15項)に基づく変更

(単位: 億円)

年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
年間 償還額	1,000	1,000	1,000	2,000	3,000	4,000	4,000	4,000	4,050	2,500	8,500

年度	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11～R30 (20年間)	R31
年間 償還額	5,000	10,000	5,000	25,944	29,000	8,000	9,000	10,000	9,178

※変更後のR8年度償還計画額には、一般会計への債務承継分を含む。

※今後、償還計画の変更等に伴う「特別会計に関する法律」の改正を行う予定。

# 交付税及び譲与税配付金特別会計の借入金の一般会計承継について

## ○ 令和八年度の地方財政対策に係る覚書

二、第十七項及び第十八項に定める特例交付金を措置するに際し、令和八年度において法定の地方交付税交付金から特例交付金の同額相当である七、〇〇〇億円を減額して、一般会計から交付税特別会計に繰り入れるとともに、交付税特別会計の既定借入金に係る元金償還額のうち七、〇〇〇億円を、令和八年四月一日をもって一般会計の借入金に振替整理することとし、所要の法律改正を行う。

### (参考)

十七、令和八年度税制改正において、地方揮発油税及び軽油引取税の当分の間税率廃止に伴う地方の安定財源について、令和九年度税制改正において結論を得ることとされるとともに、安定財源を確保するまでの間、地方の財政運営に支障が生じないよう、地方財政措置において適切に対応するとされたことを踏まえ、法律の定めるところにより、軽油引取税減収補填特例交付金（仮称）及び地方揮発油譲与税減収補填特例交付金（仮称）を交付する。軽油引取税減収補填特例交付金（仮称）の令和八年度の額は四、二九七億円とし、地方揮発油譲与税減収補填特例交付金（仮称）の令和八年度の額は二九六億円とする。

十八、令和八年度税制改正において、米国関税措置がわが国の自動車産業に及ぼす影響を緩和し、国内自動車市場の活性化を速やかに図るとともに、自動車ユーザーの取得時における負担を軽減、簡素化するため行われる自動車税及び軽自動車税の環境性能割の廃止に伴う地方税の減収分については、安定財源を確保するための具体的な方策を検討し、それまでの間、国の責任で手当するとされたことを踏まえ、法律の定めるところにより、自動車税減収補填特例交付金（仮称）及び軽自動車税減収補填特例交付金（仮称）を交付する。自動車税減収補填特例交付金（仮称）の令和八年度の額は一、六八五億円とし、軽自動車税減収補填特例交付金（仮称）の令和八年度の額は二〇七億円とする。